

補助金の交付状況に係る調書【令和3年度交付分】

補助金の名称		犬山祭山車保存修理補助金		市の担当部課	教育部 歴史まちづくり課			
				問い合わせ先	0568-44-0354			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山祭保存会(練屋町)		代表者名	代表理事 石田芳弘			
関係規定	法令	文化財保護法第3条		条例	-			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市文化財保存事業費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和42年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		国の補助事業として採択された事業に対して交付する補助金であるため						
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		「犬山祭の車山行事」は、その民俗的価値の高さにより、国の重要無形民俗文化財に指定されている。平成28年にはユネスコ無形文化遺産にも登録され、国際的な評価も受けた。犬山祭で使用する車山や懸装品は有形文化財としての価値も高く、適切な保存修理が不可欠であるため、高額な保存修理費の一部を市が負担することによって正しい保存活用が可能となる。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度予算			
		3,406,000 円	2,973,000 円	2,958,000 円	2,926,000 円			
		(3,406,000 円)	(2,973,000 円)	(2,958,000 円)	(2,926,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		練屋町の中幕(2面)の復元新調(2カ年事業の2年目)・からくり人形の部分修理						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		不明				
		うち補助事業全体の経費		8,874,000 円				
		うち補助対象経費		8,874,000 円				
		補助対象経費の内訳		報償費(修理委員会委員4名)		60,000 円		
				旅費		71,920 円		
				請負費(中幕2面復元新調費・人形修理費)		8,508,500 円		
				監理料(監修委員3名)		175,000 円		
				役務費		2,300 円		
事務経費				56,280 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		国が補助対象経費と認めた経費の1/3以内(千円未満切捨)				
		補助限度額		予算の認められる範囲において1事業につき1,000万円				
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		国の重要無形民俗文化財である犬山祭は、犬山城下で受け継がれてきた伝統と、愛知県指定民俗文化財である車山13輛、犬山祭の原型を留める練り物が揃って初めて成立するものである。文化財的価値を損なわない修理を実施することで、世界に誇る地域の伝統行事を毎年滞りなく実施でき、結果的に地域の活性化にも繋がっている。						
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		不明				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無				

※令和3年度の実績に基づき作成しています。